

生衛いばらき WEB版 第54号

令和7年11月号

発行所 (公財)茨城県生活衛生営業指導センター

電話 029-225-6603

FAX 029-225-6638

衛生水準の確保・向上事業推進会議を開催しました

10月3日(金)、茨城県三の丸庁舎会議室において茨城県生活衛生同業組合の代表者、茨城県保健医療部生活衛生課伊藤主査、潮来保健所桑原監視指導課長、竜ヶ崎保健所中尾監視指導課長、日本政策金融公庫福岡水戸支店長らの出席のもと、「令和7年度第1回衛生

水準の確保・向上事業推進会議」を開催しました。

全国生活衛生同業組合中央会、連合会及び都道府県生活衛生同業組合では、平成26年より毎年11月を「生活衛生同業組合活動推進月間」とし、生衛組合の活動意義及び地域で果たしている役割の再確認、組合活動の基盤強化並びに

当該推進月間の周知・広報及び活性化の推進を図る取組を重点的に展開しています。

当生衛センターでも推進月間の共催団体として、生衛組合の活動を支援し、衛生水準の確保・向上を目的とした事業を推進しており、本会議では県生衛センター及び各生衛組合から令和7年度の事業実施に関する行動計画について説明、提案をしていただき、審議の結果、計画が承認されました。

これにより、県生衛センター及び各生衛組合では、承認された行動計画に基づいた事業を進めていき、令和7年2月に予定している第2回推進会議において、事業の実施報告と評価を行うこととしています。

また、会議の終わりには全国生活衛生営業指導センターの石井研究員より「生活衛生同業組合の役割」について説明がありました。



消費者懇談会を開催しました

令和7年10月28日(火)に茨城県三の丸庁舎会議室において、消費者代表者と生活衛生事業者(生衛業者)との懇談会を開催しました。



この懇談会は、生衛業者が消費者からの声を直接聞くことで、そのニーズを把握するとともに、消費者により安全・安心な商品とサービスを提供するなど、更なるサービスの向上を図ることを目的として業種毎に毎年開催しています。

本年度は「理容業」について意見を伺うこととし、消費者を代表して茨城県女性団体連絡会と常磐大学から7名の方においでいただき、理容業者からは「茨城県理容生活衛生同業組合」7名出席し、「サービス」、「接客」、「料金」、「衛生」、「その他」のテーマに沿って活発な意見交換が行われました。

消費者代表の皆さんからは、理容店に対する率直な印象や疑問点を聞くことができ、理容業者側からも理容業界の実情を丁寧に説明し、疑問点に対しても真摯に回答され、とても中身の濃い意見交換会を行うことができました。

こうした意見交換会を通じて、理容業をはじめとした生活衛生業全体がお客様のニーズに合った、地域の皆様に愛される店舗となることを期待しています。



令和7年度クリーニング業務従事者講習会を実施します

クリーニング業務従事者講習会は、クリーニング業法により義務づけられている研修制度です。

営業者は、クリーニング所を開設してから1年以内に従事者数の5分の1以上（端数を生じた場合は切り上げ）の者を選んで受講させ、その後は、3年に1回の割合で、同様の方法で選んだ者に対し受講させることが義務づけられています。

令和7年度のクリーニング業務従事者講習会を次のとおり実施いたします。

受講を希望される方は、茨城県生活衛生営業指導センター（TEL029-225-6603）までご連絡ください。なお、本年度受講対象となっているクリーニング所を営業されている方には個別にご案内いたします。

1 日時及び会場

開催年月日	会場名
令和7年11月18日（火）	霞ヶ浦環境科学センター（土浦市）
令和7年12月2日（火）	健康プラザ（水戸市）

※いずれも午後1時～4時30分の予定です。

2 研修科目

- （1）洗濯物の受取保管及び引渡し
- （2）洗濯物の処理
- （3）繊維及び繊維製品
- （4）衛生法規及び公衆衛生



3 対象者

クリーニング所(取次所を含む)の業務に従事する方で営業者が選定した方

- ・営業者は、クリーニング所の開設後1年以内に、当該クリーニング所のクリーニング業務に関する衛生管理を行うものとして、その従事者の中からその従事者の数に5分の1を乗じて得た数(その数が1に満たないときは1とし、その数が1に満たない端数を生じたときはその端数を1として計算する。)の者を受講させる。
- ・前記講習を受講させた営業者は、3年を超えない期間ごとに前期と同様の方法で選んだ者を受講させる。

4 申込方法

本年度受講該当営業所には個別にご案内しますので、各会場の開催日10日前までに当センターへ郵送またはFAXにてお申込みください。

申込先:茨城県生活衛生営業指導センター

〒310-0011 水戸市三の丸1-5-38 茨城県三の丸庁舎
TEL 029-225-6603
FAX 029-225-6638

5 受講料 4,500円（当日会場に持参してください。）

※受講を修了した方に対しては、所定の修了証書を交付するとともに、管轄の保健所に受講済みの報告をします。

お金をかけずに売上アップ! ～置くだけで効果ができるアナログ販促のしきけ7～ をテーマにしたセミナーが開催されました

令和7年9月18日(木)にトモス水戸3階セミナーホールにおいて、日本政策金融公庫主催による標記セミナーが開催され、22名の参加がありました。

講師は株式会社はぴっく代表取締役の眞喜屋実行氏です。

眞喜屋氏は置くだけで効果の出る販促グッズの専門家で、飲食店や美容室などの実店舗を中心に販売促進のサポートを行っており、低予算ですぐ実践できる販促テクニックに定評がある方です。

講演の中で眞喜屋氏は、「ちょっとしたひと手間で、固定ファンを増やすことができる。」とし、様々な実例を挙げてその仕掛けやテクニックを披露されていました。



講師の眞喜屋実行氏

講演後には、当生活衛生営業指導センターの萩原経営相談室長からセンターの成り立ち、事業内容などをセミナーの出席者に説明させていただきました。

生衛組合だより

(理容組合)

～鉾田でヘアショー～

茨城県理容生活衛生同業組合鉾田支部では、去る10月13日（月・祝）に鉾田市の鹿島灘海浜公園において『BARBAR rise SHINE』を開催しました。

開催は7年ぶりとなり、告知の仕方も新聞折込からSNSに切り替えました。

多くの方にご来場いただき、ヘアショーを通して理容師の技術の高さを披露することができました。

今回は企画・構成を若い理容師が行ない、理容業界のみならず、ネイリストやセラピストなど他業種にも出店していただき、時代に沿ったイベントとなりました。

理容師の数が減っている現状ですが、他業種とコラボした新しいサロン形態が生まれるヒントとなれば幸いです。

(鉾田支部長 小野瀬文隆)



地区生衛相談室のご案内

当生衛センターでは、生衛業者の経営、融資、衛生管理等に関する相談に対して助言等を行う地区生衛相談室を次のとおり開設しています。

お気軽にご相談ください。

なお、相談は事前予約制とさせていただいておりますので、まずは日本政策金融公庫土浦支店または茨城県生活衛生営業指導センターまでお問合せください。

【開設場所】 日本政策金融公庫 土浦支店

【日 時】 原則 每月第二火曜日 10：00～15：00

お問合せ先

- 日本政策金融公庫土浦支店
TEL 029-822-4141
- 茨城県生活衛生営業指導センター

安全・安心な店の証

あかし

Sマークのある 理容・美容・クリーニング・めん類飲食・一般飲食店は、

Safety

安全であること

Sanitation

清潔であること

Standard

安心であること

3つのSを約束します。



美容店



理容店



一般飲食店



めん類飲食店



クリーニング店

●11月は、Sマーク標準営業約款普及登録促進月間です。

Sマークって何?
詳しくはこちら

私たちはSマークのお店です。

主催：公益財団法人全国生活衛生営業指導センター・都道府県生活衛生営業指導センター



事業承継・引継ぎ支援センターのご案内

事業承継・引継ぎ支援センターは、

**事業承継に悩むすべての中小企業を
全力でサポートします！**

後継者が
いない

事業承継の進め方
がわからない

etc...



あらゆる事業承継について、お気軽にご相談ください。

ご相談の具体例

親族への承継

後継者はいるけど、
承継方法がわからない。



事業承継計画策定の支援！

作成した承継計画を通じ承継までの
ロードマップを見える化！

第三者への引継ぎ

後継者がいない。
どうしよう？

M&A
マッチング！



後継者探しのお手伝い！

M&Aマッチングのサポート！

後継者人材バンクの活用！

事業承継に関する様々な課題

何から準備したらよいかわからない。

会社同士の合併や他社の買収について教えて欲しい。

従業員に引き継ぐ場合の手続きを教えて欲しい。



専門家による的確なアドバイス！

相談
無料

国が設置した公的機関だから安心！

セカンドオピニオンとしてのご利用も可能ですので、お気軽にお問い合わせください！

当センター関係者は、全員守秘義務を負っておりますので、安心してご相談いただけます。

お問い合わせ先 茨城県事業承継・引継ぎ支援センター TEL 029-284-1601 FAX 029-284-1602



茨城県事業承継・引継ぎ支援センター 事業引継ぎ支援 相談申込書

先ずは、お電話にてご相談ください。



029-284-1601

茨城県水戸市桜川1-1-25 大同生命水戸ビル 903

また、下記相談申込みを行い、直接面談することも可能です。

●相談までの流れ●

相談申込書を
支援センター
あてにファックス

支援センター
からのご連絡
(日程調整)

相談の実施

FAX送信先

FAX: 029-284-1602

茨城県事業承継・引継ぎ支援センター 宛て

会社名	代表者名	
担当者(相談者)	業種	
所在地	〒	
①固定電話	②携帯電話	
③メールアドレス		
希望連絡方法	支援センターからのご希望の連絡方法を以下の□にチェック✓してください。 <input type="checkbox"/> ①固定電話へのご連絡 <input type="checkbox"/> ②携帯電話へのご連絡 <input type="checkbox"/> ③メールでのご連絡	
主なサービス・ 製品概要		
ご相談内容	具体的な相談内容についてご記入ください。	
※ご相談の内容を○でお囲みください。 (親族内承継・親族外承継・譲渡・譲受・経営者保証・その他全般)		

構成機関経由の場合は構成機関名をご記入ください。

公益財團法人 茨城県生活衛生営業指導センター
TEL 029-225-6603

※ご記入いただいた情報、相談内容は秘密情報として厳重に管理いたします。(秘密厳守)

※ご記入いただいたご連絡先は、ご相談に係る連絡等のほか、当相談窓口からの各種連絡・情報提供に使用する場合があります。

リサイクル適性④
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルされています。